

# 産業競争力強化法における 革新的技術研究成果活用事業活動計画について

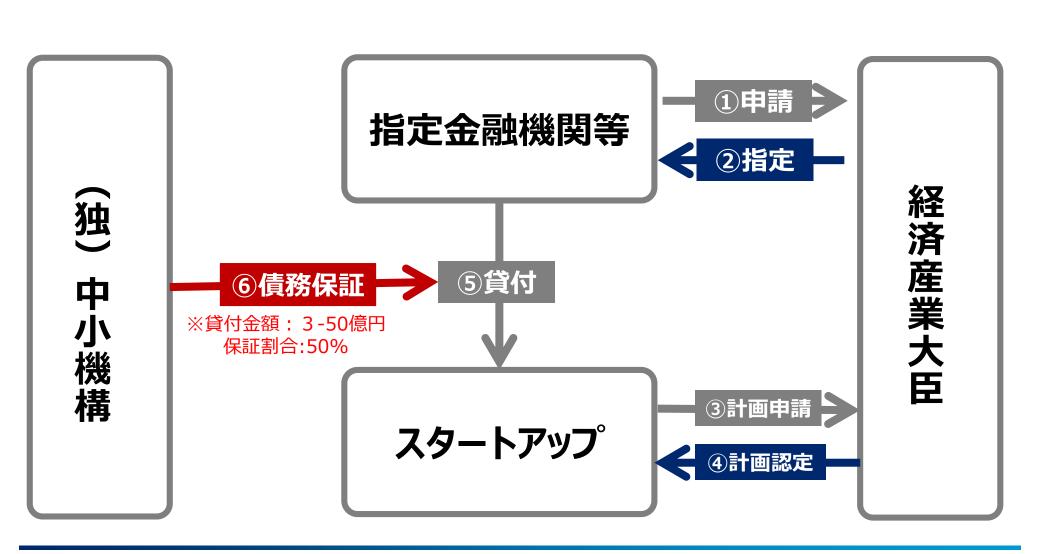
令和3年7月 経済産業省

### 制度設立の背景

- □ 大規模研究開発型(ディープテック)スタートアップ企業をはじめとする、事業化・収益化までの間が長く、且つ必要資金が大規模なスタートアップ企業において、継続的な成長を見越した資本政策の一環として、株式に比較して資本コストの低いデットによる資金調達のニーズが高まっています。
- □ 一方、**民間金融機関にとって、スタートアップと従来の一般的な貸出先とでは、**担保資産が 僅少・事業見通しが不安定等、**融資判断の状況が大きく異なり**、現状、ベンチャー向け融資 の**実績が積み上がらず、実績が上がらないためノウハウが蓄積しない、という悪循環**に陥って います。
- □ こうした状況をふまえ、事業計画を認定されたベンチャー企業が、経産大臣に指定された民間 金融機関から行う一定の借入れについて、(独)中小企業基盤整備機構が債務を保証 する制度を創設しました。

#### 制度の概要

□ 指定金融機関等によるスタートアップ企業への貸付に対し債務保証を付与。



## 指定金融機関等の指定の要件(詳細)

産業競争力強化法施行令第5条に定める 金融機関等に該当すること

指定の要件

- ① 銀行
- ② 長期信用銀行
- ③ 株式会社商工組合中央金庫
- ④ 株式会社日本政策投資銀行
- ⑤ 信用金庫及び信用金庫連合会
- ⑥ 労働金庫及び労働金庫連合会
- ⑦ 信用協同組合及び協同組合連合会
- ⑧ 農業協同組合及び農業協同組合連合会
- 9 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業 協同組合連合会
- ⑩ 農林中央金庫
- ① 保険会社
- ② 信託会社であって資金の貸付け又は社債の引受けを業として行うもの
- ③ ①~②の子会社であって、資金の貸付け又は社債の引受けを業として行うもの
- (4) LPSであって、資金の貸付け又は社債の引受けを業として行うもののうち、中小機構、 ①~⑬又は地方公共団体がLP出資しているLPS

指定金融機関等の業務規程に、右記の事 項を定めていること

#### 業務規定に、

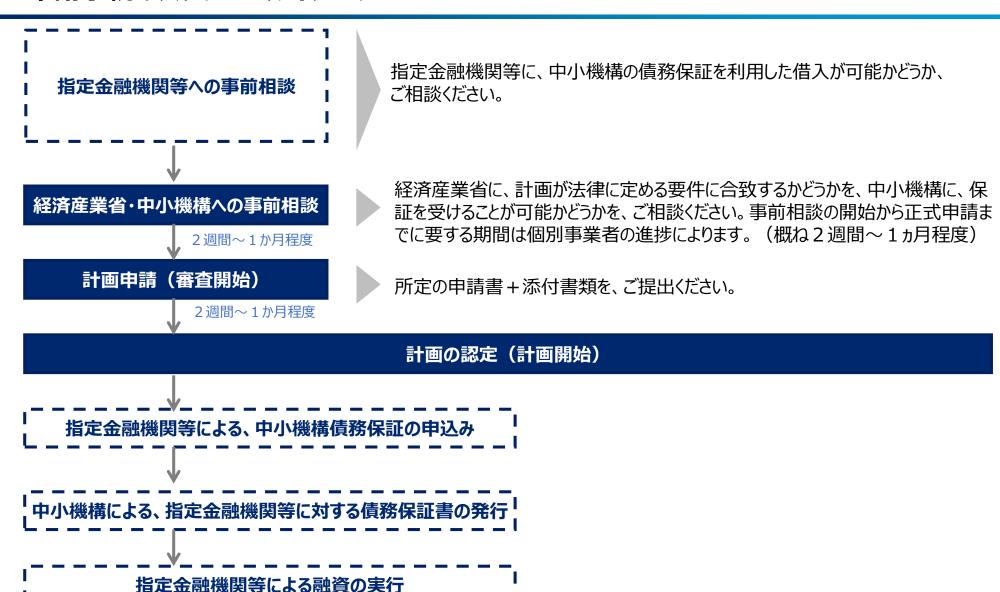
- ①実施体制
- ・ 当該業務を実施する部署に関すること
- ・ 当該業務に係る人的構成に関すること
- ・ 当該業務に係る相談窓口の設置
- ②実施方法
- ・ 貸付手続き及び審査に関する事項
- に関する事項を定めていること **(業務規程のひな形はこちら)**

※ 指定を受けた指定金融機関等の名称等は、経済産業省のHP上に公表されます。

# 革新的技術研究成果活用事業活動計画の認定要件(詳細)

計画認定	スタートアップ企業 (新事業開拓事業者) に関する要件 革新的技術研究成果 との有機的関連要件	<ul> <li>新たな事業の開拓を行う事業者であること</li> <li>VC等のファンドから出資を受けていること</li> <li>大規模法人グループに属さないこと ※大規模法人(資本金1億円超等)及び当該大規模法人と特殊の関係(子会社等)にある法人が支配していないこと</li> <li>株式会社であること</li> <li>非上場・非登録企業であること</li> <li>風俗営業を行っていないこと</li> <li>暴力団等が支配している会社でないこと</li> <li>組織内に研究開発部門及びこれに類する機能を有すること</li> <li>連新的技術研究成果(他の事業者との共同研究成果、他の事業者から譲り受けた成果を含む。)が、事業活動計画において活用されること</li> </ul>
上の 要件	資金使途	<ul> <li>①~③のいずれかを満たすものであって、新事業開拓事業者の成長発展に資するものであること</li> <li>① 反復継続的に生産(量産)を行うための設備導入費用</li> <li>② 事業活動の大規模な拡大を行うのに必要な情報処理技術、情報通信技術その他の情報技術を活用するために必要な開発を行うための費用</li> <li>③ その他①、②に類する費用で、新事業開拓事業者の事業活動の大規模な拡大に特に必要な資金であること</li> </ul>
	借入先	指定金融機関等からの借入であること
	借入金額	原則3億円以上
	借入期間	原則3年以上
倩	保証率	50%
情 務 保 証	保証金額	1.5~25億円/件 ※中小機構の保証審査による 。
	保証料	原則0.3%(有担保)、0.4%(無担保) ※中小機構の保証審査による
の	保証期間	原則設備投資10年、設備投資以外5年 ※中小機構の保証審査による

#### 申請手続のスケジュールイメージ



### スタートアップ企業の計画認定後の対応

□ 計画認定を受けた事実や、認定計画の内容は公易
--------------------------

#### □ 計画の実施状況の報告

計画期間中の毎事業年度、計画の実施状況について、所定の様式に従って報告いただきます。報告書の提出時期は原則、毎事業年度終了後3ヶ月以内です。

なお、事業年度の途中であったとしても、計画の実施に影響する事実が生じ、又は生じるおそれがある場合には、ただちに経済産業省にご相談ください。

#### □計画の変更

実施中に計画を大きく変更する場合には、変更申請を行い、その認定を受ける必要があります。計画変更の際の認定基準は、当初の申請時と同じ基準が適用されます。

#### □ 計画の終了

計画の実施期間が終了すれば、その結果を報告いただきます。